

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第75号）（建設局都市整備部拠点整備課）

京都市ラクト健康・文化館のコミュニティルーム以外の施設（附属設備を除く。以下「施設」といいます。）の利用料金の適正化を図るため、その限度額を次のとおり改定することとしました。

単 位	改 正 前	改 正 後
2時間までごと	900円	1,000円

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

なお、同日前に申請があった施設の利用料金については、なお従前の例によることとしていきます。

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第75号

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を改正する条例

京都市ラクト健康・文化館条例の一部を次のように改正する。

別表第2施設（付属設備を除く。）の利用の項中「900」を「1,000」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前の申請に係る利用料金については、なお従前の例による。

（建設局都市整備部拠点整備課）